

令和7年4月1日からの医療DX推進体制整備加算・ 在宅医療DX情報活用加算

社 会 保 険 部

◎医療DX推進体制整備加算

医療DX推進体制整備加算は、オンライン資格確認による診療情報・薬剤情報の活用など質の高い医療を提供するため医療DXに対応する体制を評価するもので、マイナ保険証利用率の実績を一定程度有していることが施設基準の一つとされております。

これまで令和6年10月の算定から利用実績が見直されましたが、令和7年4月以降の実績要件は中医協答申の附帯意見でマイナ保険証の利用状況や電子処方箋及び電子カルテ情報共有サービスの整備状況や運用実態等を参考に改めて検討することとされ、1月29日中医協総会において審議のうえ答申が厚生労働大臣あて提出されたところです。

今般、この答申を踏まえて、令和7年4月1日以降の評価が見直され改定されることとなりましたのでお知らせいたします。

1 区分が3つから6つに変更されます

初診時に、月1回に限り各区分に従って所定点数を算定します。

イ 医療DX推進体制整備加算1	12点	ニ 医療DX推進体制整備加算4	10点
ロ 医療DX推進体制整備加算2	11点	ホ 医療DX推進体制整備加算5	9点
ハ 医療DX推進体制整備加算3	10点	ヘ 医療DX推進体制整備加算6	8点

2 施設基準について

①医療DX推進体制整備加算の導入当初より、施設基準として電子処方箋により処方箋を発行できる体制を有していることが求められますが、経過措置により令和7年3月末まではこの施設基準を満たしているものとみなされておりました。今般、経過措置期間が満了を迎えることから、令和7年4月以降の施設基準では電子処方箋の導入または未導入によって次のように見直されております。

・医療DX推進体制整備加算1～3

電子処方箋管理サービスに処方情報を登録できる体制（①院外処方を行う場合、原則として電子処方箋又は引換番号が印字された紙の処方箋を発行すること、②院内処方を行う場合、原則として医療機関内で調剤した薬剤情報を登録すること）を有していること。

・医療DX推進体制整備加算4～6

電子処方箋の要件なし。

②マイナ保険証利用率は、適用時期の3月前のレセプト件数ベースのマイナ保険証利用率を用いることとなります。また、3月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率に代えて、その前月（適用時期の4月前）または前々月（適用時期の5月前）のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率を用いることも可能です。

マイナ保険証利用率			
適用時期	令和6年10月～12月	令和7年1月～3月	令和7年4月～9月
利用率実績	令和6年7月～	令和6年10月～	令和7年1月～
加算1・4	15%	30%	45%
加算2・5	10%	20%	30%
加算3・6	5%	10%	15%（※）

（中央社会保険医療協議会総会 R 7. 1. 29 総-8-3 から）

- ※ 小児科外来診療料を算定している医療機関であって、かつ前年（令和6年1月1日～令和6年12月31日まで）の延外来患者数のうち6歳未満の患者の割合が3割以上の場合、利用率実績として15%とあるのは12%とする。

3 4月1日以降の施設基準の届出について

- ①令和7年3月31日時点で既に医療 DX 推進体制整備加算の施設基準を届出ている保険医療機関は、4月1日以降に加算1～3または加算4～6を算定する場合で届出の対応が異なります。
- ・加算1～3を算定する場合
4月4日までに新たな様式による施設基準と届出直しが必要となります。
 - ・加算4～6を算定する場合
施設基準の届出直しは不要です。
- ②小児科外来診療料を算定している医療機関であって、かつ前年（令和6年1月1日～令和6年12月31日まで）の延外来患者数のうち6歳未満の患者の割合が3割以上の医療機関が、マイナ保険証利用率の15%を12%として適用した上で、加算3または加算6を算定する場合は、4月4日までに新たな様式による施設基準の届出直しが求められます。

◎在宅医療 DX 情報活用加算

在宅医療 DX 情報活用加算は、在宅医療における診療計画の作成において居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムなどにより取得された患者の診療情報や薬剤情報等を活用することで、質の高い医療を実施することを評価するものになります。中医協総会を経てまとめられた答申を踏まえ、令和7年4月1日以降の評価が見直され改定されることとなりました。

1 区分が2つに変更されます

イ 在宅医療 DX 情報活用加算 1 11点 ロ 在宅医療 DX 情報活用加算 2 9点

2 施設基準について

医療 DX 推進体制整備加算と同じく、令和7年4月以降の施設基準では電子処方箋の導入または未導入によって次のように見直されております。

- ・在宅医療 DX 情報活用加算 1
電子処方箋の要件あり（内容は医療 DX 推進体制整備加算と同じ）。
- ・在宅医療 DX 情報活用加算 2
電子処方箋の要件なし。

3 4月1日以降の施設基準の届出について

令和7年3月31日時点で既に在宅医療 DX 情報活用加算の施設基準を届出ている保険医療機関は、4月1日以降に加算1または加算2を算定する場合で届出の対応が異なります。

- ・加算 1 を算定する場合
4 月 4 日までに新たな様式による施設基準と届出直しが必要となります。
- ・加算 2 を算定する場合
施設基準の届出直しは不要です。

■施設基準の届出にかかる新様式は、関東信越厚生局ホームページの「令和 6 年度診療報酬改定について－ 2 施設基準等の届出について」からダウンロード願います。

https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/iryo_shido/r06kaitei_00001.html#todokede